

料金設定の在り方に関する研究会 御中

## 料金設定の在り方について

平成15年2月14日

フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

# 1. 固定発携帯着信の料金設定について

固定発携帯着信サービスにおいては、料金設定権が着側の携帯事業者のみが保有することから、お客様は事前に通話料金を把握することが困難で、かつ固定発固定着信及び携帯発固定着信サービスに比較して、著しく料金の多様化、低廉化が遅れていると考えております。

このような問題点を解決し、競争環境を創出しお客様の利便性を向上させる為には、中継事業者(含むNTT東西殿)にも、料金設定を可能とするのが最も効果的な解決策と考えます。【質問1】

(参考資料)

資料1 料金プラン及び割引サービス等の導入状況(携帯・固定相互間)

資料2 料金プラン及び割引サービス等の導入状況(固定電話発信)

通話にかかるコスト割合の多い携帯事業者が料金設定権を有する方が、利用者料金を引き下げやすいという意見に対しては、競争環境を創出する方がより値下げ促進すると考えます。

【質問5】

ネットワークの非効率性の指摘についても、適正な接続料を中継事業者が携帯事業者へ支払うことで中継事業者が料金設定可能とし、競争環境を創出する方が遙にお客様の利便性向上につながると考えます。

また、中継事業者のネットワークを介在することで、新たなサービス提供も可能となります。【質問6】

## 資料1 料金プラン及び割引サービス等の導入状況(携帯・固定相互間)

通話形態	料金設定事業者	料金プラン及び割引導入状況
携帯発 固定着信	携帯事業者	<p>【基本料金にリンクした通話料金プラン】</p> <p>[各社代表的な区分]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準プラン</li> <li>・無料通話付きプラン (金額に応じて各社複数設定)</li> <li>・上限額設定プラン</li> <li>・利用時間帯重視型プラン</li> </ul> <p>【割引き】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定額料の支払による通話料割引</li> <li>・特定番号への通話割引</li> <li>・複数回線割引</li> <li>・長期継続割引</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
固定発 携帯着信	携帯事業者	<p>【割引き】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・au着信ビジネスレート(1社のみ?)</li> </ul>

参考)

固定・携帯間トラヒックの状況

通話形態	呼数比
固定 携帯	25.7%
固定 携帯	17.7%
携帯 携帯	56.6%
計	100%

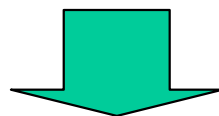
平成13年度実績



・同じ端末相互間でほぼ均衡したトラヒックであるにもかかわらず、携帯発信に比べ固定発信の通話料には、割引サービス等の多様化がみられない。

## 資料2 料金プラン及び割引サービス等の導入状況(固定電話発信)

通話形態	料金設定事業者	料金プラン及び割引導入状況
<b>固定発 固定着信</b>	<u>発側及び 中継事業者</u>	【割引き】 ・長期継続割引 ・特定地域あて割引 ・特定通話先割引 ・回線単位割引 ・企業単位割引 ・各種マイラインとのセット割引
<b>固定発 携带着信</b>	<u>携帯事業者</u>	【割引き】 ・au着信ビジネスレート(1社のみ?)



- ・固定電話相互間の料金サービスに比べ、携带着信には多様性がない。
- ・携帯電話事業者が料金設定権を持っているため、発側及び中継事業者が提供する多様な料金サービスに、固定電話発携帯電話あて料金を含めることが出来ない。

## 2. 中継接続を導入するにあたってのダイヤル方法

中継接続を導入(中継事業者が利用者料金を設定しお客様が選択可能とする)にあたっては、基本的にはマイライン制度の適用(対象)することが望ましいと考えます。

ただし、適用にあたって、費用等が問題になり実現までの期間を要する場合は、お客様の要望も高いことから、事業者識別コード(00XY)の手廻しによる早期実現を強く要望します。

また、当該中継接続においては、NTT東西殿(0036、0039)も対象とし、デフォルトは携帯事業者とすることが妥当と考えます。【質問7】

中継事業者を導入する際の弊社の設備改修費用は、発近端による接続、CDEコードによる接続、いずれのケースにおいても交換機、課金システム合わせて1億円以下で対応可能と想定しております。【質問8】

### 3 . IP 加入電話発信の料金設定について

IP電話は、以下の観点により料金設定は発側の事業者が有することが妥当と考えます。

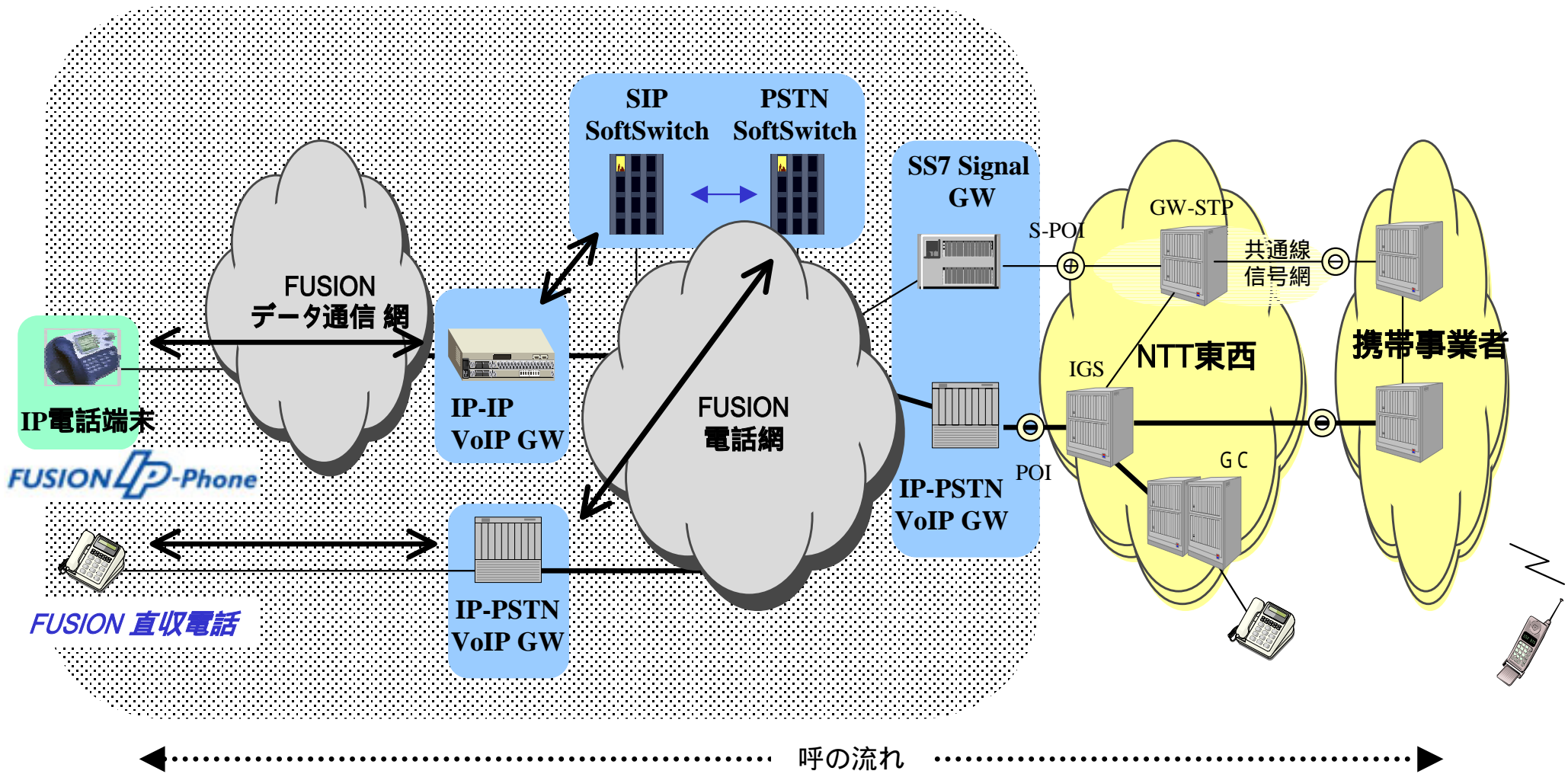
- ・NTT東西殿の交換機を介さず、当社のIP電話交換機に直接収容されている点では、直収電話と同等と見なすことができる。
- ・また、ロケーションフリーなど携帯と同じ特性を持つことから、携帯同士の料金設定と同様に整理が可能。【質問9】

参考) 直収電話発信について、平成電電殿が料金設定することが適当とする裁定の抜粋

- 1 利用者料金を負担する側に直結する事業者が、利用者料金を設定する方が、利用者にとって選択の範囲が拡大し、その結果、競争の進展を通じて、料金の低廉化及びサービスの多様化が促進される。
- 2 発信利用者の加入者宅から、伝送路設備を、NTT東西の加入者交換設備を経ることなく、直接自社の交換設備に収容している。利用者料金を設定できないとすると、顧客獲得及び維持のための努力が報われず、事業活動の意欲を削ぐこととなる。

資料3 IP電話のネットワーク構成【質問10】

# 資料3 IP電話のネットワーク構成



↔ 加入系処理信号

PSTN Soft Switch : PSTN処理用スイッチ  
 SIP Soft Switch : IP電話用処理スイッチ

SS7 Signal GW : PSTNシグナル収容  
 IP-PSTN VoIP GW : PSTNメディア収容  
 IP-IP VoIP GW : IPシグナル及びIPメディア収容